

■ 補助対象工事内容と基準

メニュー	工事内容	基準
①バリアフリー ※介護認定有りの方等は申請できません	手すりの設置	手すりの設置、段差の解消等の工事については、門から玄関までの通路部分の工事も対象。
	段差の解消	
	引き戸への変更	・開き戸を引き戸（半折、アコーディオンを含む）へ変更するもの
	和式→洋式便所への変更	
	浴槽のまたぎ高さの低減	・変更後のまたぎ高さを450mm以下とすること
②防災性	壁又は天井の防火性の向上	
	防水板の設置	・建築物及び敷地の出入口に設置するもの
	屋根の軽量化	・事前に耐震診断を受けている木造住宅であること 現状のlw値が1.0未満であって、改修後のlw値0.7以上に向上することが明確に示されている場合→上限30万円 その他の場合 （屋根の軽量化に限り※簡易診断も可）→上限10万円
	基礎の補強	
	壁の補強	
	耐震シェルターの設置	・簡易診断※後、木造住宅に「東京都が安価で信頼できる木造住宅の装置として選定したもの」を設置する工事（旧耐震→上限30万円、新耐震→上限10万円）
感震ブレーカーの設置	・分電盤タイプ（分電盤に内蔵又は接続するタイプ）で電気工事を伴うもの（コンセントタイプは対象外）	
③省エネ	窓の断熱化	・単板ガラスのサッシに内窓を取り付けるもの、または単板ガラスを複層ガラスに交換するもの
	ドアの断熱化	・断熱性のあるドアに交換するもの
	壁・床・天井の断熱化	・新たに断熱材を入れるもの
	屋根等の高反射率塗料の塗布	・JIS K 5675と同等の基準を満たす塗料であること
	高断熱浴槽への変更	・JIS A 1718に適合するものであること
④子育てに対する配慮	子ども部屋の増築	・増築する部分の床面積の合計が10㎡を超えるものであること
	子ども部屋の内装改修 （床・壁・天井の下地・仕上げに係る工事）	・仕上げ材（壁紙やフローリング材等）はF☆☆☆☆等級のものを使用すること
	リビング・ダイニングの内装改修 （床・壁・天井の下地・仕上げに係る工事）	・仕上げ材（壁紙やフローリング材等）はF☆☆☆☆等級のものを使用すること
	子どもの見守りに配慮したキッチンへの交換・内装改修	・壁付けタイプから対面式キッチンなど子供と向き合って料理ができるタイプへのキッチンユニットの変更
	転落・侵入防止柵の設置	

※簡易診断は、日本建築防災協会が発行する「誰でもできるわが家の耐震診断」を行ってください。